

対象社債券等の需要情報及び販売先情報の提供に関する社内規則（参考モデル）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、当社が対象社債券等の募集の引受けを行うに当たって、対象社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者及び主幹事会社への提供を行う際の取扱い及び社内検査手続その他必要な事項を定めることによって、業務の適正且つ円滑な遂行を図り、社内における十分な検査体制を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 対象社債券等

次に掲げる主幹事方式で発行される有価証券（代表主幹事会社が主として個人に取得させることを目的として引受けを行うものを除く。）をいう。

イ 地方債証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。）

ロ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。）

ハ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金商法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。）

ニ 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいい、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条の2第1項第4号に規定する新株予約権付社債券を除く。）

ホ 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。）

ヘ 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前イ、ロ、ハ、ニ、ホ又は国債証券（金商法第2条第1項第1号に掲げる有価証券をいう。）の性質を有するもののうち国内で発行されるもの。

2 主幹事方式

有価証券の募集に際し、発行者から主幹事会社として指名を受けた引受会社が主となって発行条件の決定に関与する方式をいう。

3 引受会社

金商法第2条第6項に規定する引受人となる会社をいう。

4 主幹事会社

引受会社のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る対象社債券等の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社として当該発行者から指名された会社をいう。

5 代表主幹事会社

主幹事会社が1社である場合は当該主幹事会社をいい、主幹事会社が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社をいう。

6 共同主幹事会社

主幹事会社が2社以上ある場合における代表主幹事会社以外の主幹事会社をいう。

7 他の引受会社

主幹事会社以外の引受会社をいう。

8 需要情報

対象社債券等に係る発行条件ごとの顧客の名称又は業態別の顧客数及びその需要額をいう（個人に係るものを除く。）（日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」（以下「日証協規則」という。）第5条第1項の読替え並びに日証協規則第5条第4項に規定する自己の需要がある場合における発行条件ごとの自己の名称及び需要額を含む。）。

9 販売先情報

対象社債券等の販売先の顧客の名称又は業態別の顧客数及びその販売額をいう（個人に係るものを除く。）（日証協規則第5条第1項の読替え並びに日証協規則第5条第4項に規定する自己の購入がある場合における自己の名称及び購入額を含む。）。

10 プレ・マーケティング

引受会社が対象社債券等の引受けを行うに当たり、投資者からの発行条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。ただし、対象社債券等が金商法第3条各号に掲げる有価証券に該当しない場合は、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後に行うものに限る。

（法令、諸規則等の遵守）

第3条 需要情報及び販売先情報の発行者及び主幹事会社への提供等を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他の関係法令、日本証券業協会等の諸規則等を遵守する。

第2章 需要情報の提供

（需要情報の提供）

第4条 ●●部は、当社が代表主幹事会社となって対象社債券等の募集の引受けを行う場合、プレ・マーケティングにより取得した需要情報を毎営業日ごと又は発行条件決定日の前営業日まで（やむを得ない事情がある場合にあつては、発行条件決定日の条件決定までの間）に発行者に提供しなければならない。

2 前項において発行者に提供する需要情報は、次の各号に掲げる需要情報とする。ただし、当社が発行者の同意を得て、共同主幹事会社又は他の引受会社から直接発行者に対して需要情報を提供させる場合、以下2号及び3号についてはこの限りでない。

1 当社がプレ・マーケティングにより取得した需要情報（当社の需要がある場合には、発行条件ごとに当社の名称及び需要額を含める。）

2 共同主幹事会社がプレ・マーケティングにより取得した需要情報

3 他の引受会社がプレ・マーケティングにより取得した需要情報（全ての他の引受会社

の引受見込合計額が発行見込額の10%を超える場合に限る。)

- 3 ●●部は、当社が共同主幹事会社又は他の引受会社として対象社債券等の募集の引受けを行う場合、代表主幹事会社と合意した時限までに、需要情報を代表主幹事会社に提供するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、代表主幹事会社が発行者の同意を得て、当社から直接発行者に需要情報を提供させることとした場合、●●部は、直接発行者に対して需要情報を提供することができる。
- 5 当社が主幹事会社である場合、●●部は、あらかじめ発行者及び主幹事会社間で合意した範囲の需要情報を主幹事会社間で共有するものとする。
- 6 当社は、前項の合意した範囲の需要情報について、代表主幹事会社を取りまとめる場合であっても、各引受会社が直接報告する場合であっても、発行者に提供した需要情報（顧客から発行者に当該顧客の名称を伝達してよいが、主幹事会社間では情報共有しないように指示を受けたものを除く。）を主幹事会社間で共有することに合意するよう努めるものとする。
- 7 当社は、日証協規則第3条第3項及び同条第5項に基づき提供を受けた需要情報について、市場実勢を尊重した適正な業務運営を行う目的でのみ利用することとし、顧客への営業活動等の他の目的に利用しないこととする。

第3章 販売先情報の提供

(販売先情報の提供)

- 第5条** ●●部は、当社が代表主幹事会社となって対象社債券等の募集の引受けを行う場合、販売先情報を遅滞なく発行者に提供しなければならない。
- 2 前項において販売先情報を発行者に提供する販売先情報は、次の各号に掲げる販売先情報とする。ただし、当社が発行者の同意を得て、共同主幹事会社又は他の引受会社から直接発行者に対して販売先情報を提供させる場合、以下2号及び3号についてはこの限りでない。
 - 1 当社の販売先情報（当社の購入分がある場合には、当社の名称及び購入額を含める。）
 - 2 共同主幹事会社から取得した販売先情報
 - 3 他の引受会社から取得した販売先情報
 - 3 ●●部は、当社が共同主幹事会社又は他の引受会社として対象社債券等の募集の引受けを行う場合、販売後遅滞なく、販売先情報を代表主幹事会社に提供するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、代表主幹事会社が発行者の同意を得て、当社から直接発行者に販売先情報を提供させることとした場合、●●部は、直接発行者に対して販売先情報を提供することができる。
 - 5 当社が主幹事会社である場合、●●部は、あらかじめ発行者及び主幹事会社間で合意した範囲の販売先情報を主幹事会社間で共有するものとする。
 - 6 当社は、前項の合意した範囲の販売先情報について、代表主幹事会社を取りまとめる場合であっても、各引受会社が直接報告する場合であっても、発行者に提供した販売先情報（顧客から発行者に当該顧客の名称を伝達してよいが、主幹事会社間では情報共有しない

いように指示を受けたものを除く。)を主幹事会社間で共有することに合意するよう努めるものとする。

- 7 当社は、日証協規則第4条第3項及び同条第5項に基づき提供を受けた販売先情報について、市場実勢を尊重した適正な業務運営を行う目的でのみ利用することとし、顧客への営業活動等の他の目的に利用しないこととする。

第4章 需要情報及び販売先情報の作成に用いた根拠資料の保管・保存方法

(資料の保管・保存方法)

- 第6条 ●●部は、需要情報及び販売先情報の作成に用いた根拠資料について、適切に管理し、●年間【5年間以上】保存しなければならない。

第5章 報道機関への適正な情報提供

(適正な情報提供)

- 第7条 ●●部は、対象社債券等の募集の引受けに関し報道機関へ情報提供を行う場合には、需要状況及び販売状況等について誤解を生じることのないよう、適正な情報提供を行うよう努めなければならない。

第6章 社内検査手続

(社内検査の実施)

- 第8条 ●●【内部管理統括責任者等】は、対象社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者及び主幹事会社への提供等が、この社内規則に基づき適正に行われたかを定期的に検査しなければならない。

第7章 雑 則

(顧客へのオプトアウト機会の提供)

- 第9条 ●●部は、需要情報及び販売先情報の発行者及び主幹事会社への提供に際し、日証協規則第5条第1項各号に掲げる顧客に対して、顧客から当該顧客の名称の提供を拒む旨の申出(以下「申出」という。)がある場合を除き、需要情報及び販売先情報が発行者及び主幹事会社に提供されることをあらかじめ周知しなければならない。ただし、すでに顧客に対して当該周知を行ったことがあり、当該顧客が随時申出を行うことができる機会を適切に提供していると判断した場合はこの限りでない。

- 2 前項における周知及び申出の受領は、書面、電子メール、口頭その他適切な方法(他の部署等を経由して行う場合を含む。)により行う。

(発行者からの確約)

- 第10条 ●●部は、需要情報及び販売先情報の発行者への提供に際し、発行者より当該情

報を漏洩することのないよう適切に管理することの確約を得なければならない。ただし、すでに発行者より確約を得ており、当該情報を漏洩することのないよう当該発行者において適切な管理がなされると判断した場合はこの限りでない。

- 2 前項における確約は、書面、電子メール、口頭その他適切な方法（他の部署等を経由して得る場合を含む。）により発行者より得る。

（記録の作成及び保存）

第 11 条 ●●部は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう対象社債券等に係る次の各号に掲げる記録を作成し、当該対象社債券等が発行された日から●年間【5年間以上】保存しなければならない。

- 1 需要情報に関する記録
- 2 販売先情報に関する記録
- 3 前2号に関し、日証協規則第5条第3項の規定により、顧客の名称を匿名とした場合には、当該顧客の名称及び当該顧客が名称の情報提供を拒んだ事実の記録
- 4 日証協規則第8条に規定する検査結果に関する記録

（日本証券業協会への報告）

第 12 条 日本証券業協会から当社に対して報告又は資料の提出の求めがあった場合、●●部は、当該求めに応じなければならない。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行し、同日以降に元引受契約を締結する対象社債券等の募集から適用する。ただし、地方債証券は、令和3年4月1日以降に元引受契約を締結する募集から適用する。
- 2 当社が募集の引受けを行う対象社債券等の発行額が100億円以下の場合は、令和3年6月30日までの間、この規則を適用しないことができる。